

昭和二十年十二月二十五日

東京天文台長                      天文台  
庶務課長                      事務官  
会計課長                      事務官  
事務局長

総長

昭和二十一年曆象年表編纂に関する件

従来本邦の国民曆は東京天文台官制の命ずる所に従い同台これが編纂に当り伊勢神宮に於ける神宮神部署の印刷頒行を経て汎く公私の用途に充てられ、所載の太陽運行、日月出没高度、潮汐干満、その他の事項は諸般の年中行事並びに各種産業技術に不可欠の基礎資料として重要せられたる事周知の如くである。その刊行部数は本曆十万以上、略曆六百万を超え、皇国治曆の実績見る可きものが有ったが、昭和二十一年曆はこれを頒布することの即時停止を要する新事態に即応し本台に於ては急速これに代わる曆象年表を編纂、左記要領に依り十五万五千部を頒布し治曆の大道に欠くる所なからしめんとす。

記

- 一. 書名                      東京天文台編纂 昭和二十一年曆象年表（理科年表曆部特集）
- 一. 出版契約                左記の請書を徴し随意契約に依り東京都神田区小川町二丁目六番地  
株式会社地人書館に出版発行せしむ
- 一. 出版部数                十五万五千部
- 一. 定価                      一部に付一円也
- 一. 検印料                   一部に付十銭也
- 一. 頒布方法                一万部は東京天文台に於て、適宜関係官庁、諸学校、及び各地方庁、諸団  
体に寄贈す。十四万五千部は出版発行者をして日本全国に発売せしむ。

以上

（以下、請書案省略す）

連合国軍最高司令官総司令部参謀副官発第三号（民間情報教育部）

昭和二十年十二月十五日

日本政府に対する覚書 終戦連絡中央事務局経由

国家神道、神社神道に対する政府の保証、支援、保全、監督並に弘布の廃止に関する件  
仮訳

一．国家指定の宗教及至祭式に対する信仰或は信仰告白の（直接的或は間接的）強制より日本国民を解放する為に戦争犯罪、敗北、苦悩、困窮及び現在の悲惨なる状態を招来せるイデオロギーに対する強制的財政援助より生ずる日本国民の経済的負担を取り除く為に日本国民を欺き侵略戦争へ誘導するために意図のもとに神道の教理並に信仰を歪曲して軍国主義的並に過激なる国家主義的宣伝に利用するが如きことの再び起ることを防止する為に再教育に依りて国民生活を更新し永久の平和及民主主義の理想に基礎を置く新日本建設を実現せしむる計画に対して日本国民を援助する為にここに左の指令を發す。

- (イ) 日本政府、県庁、市町村或は官公吏、属官、雇員等にして公的資格に於て神道の保証、支援、保全、監督並に弘布をなすことを禁止する。而してかかる行為の即刻停止を命ずる。  
(ロ) 神道及神社に対する公の財源よりのあらゆる財政的援助並にあらゆる公的要素の導入はこれを禁止する。而してかかる行為の即刻停止を命ずる。

(以下略。但し、条項は第一項が（ワ）款まで、第二項が（ヘ）款まであり、第三、第四項は款なし）

最高司令官に代わりて

参謀副官

陸軍大佐

H.W. Allen

(年月日欠)

神宮暦の頒布を停止する要ありと認むる根拠

附 今後の官製暦書に関する意見

東京天文台長 関口鯉吉

- 一. 連合軍司令部指令本文の要旨中 (イ) 項に  
(イ) 日本政府の中央及地方機関並に公的資格で行動する官吏及びその下僚は神道の主唱、後援、継続、統制、普及を禁ぜられ、この命令を直ちに実施すべきである、とある。
- 二. 現行大麻暦には神道の後援普及を意図せる事項 (例えば神社祭祀等) を掲げてある。
- 三. 神部署発行の昭和二十一年暦書の (その他神社もしくは神道関係の諸団体の意図に依りて成れる暦書も含む) 頒布は前項「神道の後援普及」に当る行為である。これが政府の機関 (神部署もその一例) に依って為さるることを禁ぜられ、しかもその禁令は直ちに実施することを求められているのである。故に昭和二十一年神宮暦は既に発行せられたものであるにかかわらず、その頒布を直ちに指し止むべきものと解釈される。頒布の継続は後援普及の継続を意味する故である。殊にこの種行為の効果を旨して発せられた指令なる点に見て右の解釈は当然である。
- 四. 国家主義を強調した国定教科書が発行ずみのものなるにかかわらず、その使用又は流布を阻止すべき十分なる措置を講ぜざりしことが連合軍司令部の指令にもとりしとて当局の責任を問われし事例は前項解釈を裏づけるものと思ふ。
- 五. 編纂者たる天文台は発行期日以後に於ける当該暦書の取り扱い並その効果に対して責任を有せずとするは当たらず、編纂者は頒布に依って編纂事項が民心に与うべき影響を判断して適當の指示を発行者に与うる責任を有する。殊に著者は当該出版物が社会に悪影響あることを不可侵的指示に依って示されたる場合、当該出版物の流布の停止を発行者に要求すべきものと解せらる。この場合少なくとも著者はその出版物の取り扱いに関する発行者の考慮を促すべき道義的責任を有する。
- 六. 国家機関に依って編纂さるる暦は、特別の思想体系に基づく事項を過重に尊重せる内容を具えざるべき要求に従い、天文台官制に依る暦書編製は古今一宗一派の事業と無関係の立場に於て純然たる天文暦のみを掲げて国家的基準を示し、これを引用して各宗各派が特徴ある暦を編纂するはその意に任せ天文台はこれに関与せざるを可とする。